

「特別免許状」授与に係るQ & A

1 特別免許状について

Q 1 特別免許状とはどのようなものですか？

A 1 特別免許状は、社会において専門的な知識・技能等を身につけた社会人を学校現場に教諭として招致することをねらいとしたもので、特別免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有するものです。

特別免許状の授与を受けて教諭に採用された場合、その職務内容は普通免許状を有する教諭と変わるところはなく、授与された教科に係る教科指導のみならず、学級担任やクラブ活動、生徒指導等をも担当することができるものです。

2 特別免許状を授与可能な学校種及び教科

Q 2 特別免許状を授与可能な学校種及び教科は何ですか？

A 2 特別免許状を授与できる学校種及び教科は次のとおりです。

- 小学校→各教科ごとに授与可能（所有免許に係る教科以外の教科指導は不可）
- 中学校→普通免許状と同様の教科
- 高等学校→普通免許状と同様の教科のほか、教科の領域の一部に係る事項（柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務）
- 特別支援学校→障がいの種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等

※幼稚園、養護教諭及び栄養教諭の特別免許状は設けられておりません。

3 小学校教諭特別免許状の授与に係る留意事項

Q 3 小学校教諭特別免許状を授与した場合、小学校教諭普通免許状所持者と同様に、学級担任や全ての教科指導は可能ですか？

A 3 職務内容は普通免許状を有する教諭と変わるところはなく、授与された教科に係る教科指導のみならず、学級担任やクラブ活動、生徒指導等をも担当することができます。ただし、授与された教科以外の教科指導は不可とされております。

例）小学校教諭特別免許状（外国語（英語））を授与された場合、外国語活動（英語）については教授可能ですが、算数や国語等の授業を担当することはできません。

4 普通免許状、臨時免許状との違い

Q 4 「臨時免許状」と「特別免許状」、「普通免許状」の違いは何ですか？

A 4 普通免許状、臨時免許状、特別免許状については、以下の点が異なります。

○免許状の性質

普通免許状→大学等で教職課程を履修・必要単位等を修得して取得するもの。
基礎資格及び修得単位により、専修、一種、二種に区分される。

臨時免許状→普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格した者に授与するもの

特別免許状→個人の社会的経験を適切に評価して授与する免許状（大学で教職課程を履修していることを想定していないもの）

○免許状の効力

普通免許状→全ての都道府県において効力を有する

臨時免許状・特別免許状→免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有する

○免許状の有効期間

普通免許状・特別免許状→無期限

臨時免許状→3年

5 非常勤講師としての任用予定者への特別免許状授与の可否

Q 5 特別免許状を授与して、非常勤講師として任用したいと考えています。
正規採用（雇用）の場合でなくても、特別免許状の授与申請を行うことは可能でしょうか？

A 5 常勤での勤務に限らず、非常勤での勤務の場合であっても、特別免許状の授与申請を行うことが可能です。

6 欠員が生じたことを理由とする特別免許状授与申請の可否

Q 6 産休予定の教員がおり、その代替を任用する必要がありますが、該当する免許状所持者を見つけることが困難な状況です。
このような場合、特別免許状の授与申請を行い、代替者を確保することは可能でしょうか？

A 6 本問のケースでは、特別免許状の授与申請でなく、臨時免許状の授与申請で検討していただく必要があります。

7 市町村教育委員会において、特別免許状の授与申請を行う場合

Q 7 市町村教育委員会において、特別免許状の授与申請を行う場合として、どのようなものがありますか？

A 7 市町村単費により、当該市町村立学校の教諭や非常勤講師として任用したいと考えているが、相当免許状を有していない場合（市町村を異にする異動がない場合）などが考えられます。

8 道立学校における正規任用を目的とする特別免許状授与申請

Q 8 道立学校において、特別免許状の授与により、正規で任用していただきたい方がいます。その場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A 8 毎年実施されている「北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査」の選考区分「社会人特別選考」に合格・登録していただくことが必要になります。
登録後に申請手続きを行い、教育職員検定に合格した場合に、特別免許状を授与します。
なお、申請者の配置先は道教委で決定することになります。

9 申請の時期 1

Q 9 特別免許状を授与し、令和 7 年 4 月 1 日から任用したいと考えている方がいます。
令和 6 年度は、審査を 3 回に分けて行うようですが、令和 7 年 4 月 1 日から任用を見込んでいる方についても、第 1 回審査（令和 6 年 9 月末授与）で申請を行って良いのでしょうか？

A 9 お見込みのとおりです。

10 申請の時期 2

Q 10 特別免許状を授与し、令和 6 年 10 月 1 日から任用したいと考えている方がいます。
それまでには特別免許状の授与が必要なので、第 1 回審査（令和 6 年 9 月末授与）に間に合わせるよう、申請を行う必要がありますか？

A 10 お見込みのとおりです。